

報道関係者 各位

令和4年11月22日(火)

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

(代表電話) 048(600)6200

## 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年11月15日(火)から11月21日(月)において、埼玉労働局職員9名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

(当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳)

11月15日(火) 6名(埼玉労働局、行田労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク川越、ハローワーク秩父)

11月17日(木) 1名(ハローワーク所沢)

11月18日(金) 2名(埼玉労働局、ハローワーク川越)

当該9名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。